

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 一職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の共助会退職金共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金 一職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金 一 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3. 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成省略している。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成省略している。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 清流園拠点区分

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホーム清流園

ウ 清流園ショートステイサービス

エ 清流園デイサービスセンター

オ 清流園ケアサービスセンター

カ グループホーム清流

② 清流園(ユニット型)拠点区分

ア 特別養護老人ホーム清流園(ユニット型)

イ 清流園ショートステイサービス(ユニット型)

③ 希望苑拠点区分

ア 養護老人ホーム希望苑

計算書類に対する注記(法人全体用)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	87,250,000	0	0	87,250,000
建物	742,863,376	0	39,336,942	703,526,434
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	860,113,376	0	39,336,942	820,776,434

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,531,998,986	828,472,552	703,526,434
小計	1,531,998,986	828,472,552	703,526,434
その他の固定資産			
建物	39,821,118	3,667,995	36,153,123
構築物	44,194,065	41,980,687	2,213,378
機械及び装置	14,812,488	10,057,379	4,755,109
車輛運搬具	26,573,085	25,922,254	650,831
器具及び備品	117,396,574	97,340,939	20,055,635
その他の固定資産	278,880	0	278,880
小計	243,076,210	178,969,254	64,106,956
合計	1,775,075,196	1,007,441,806	767,633,390

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	124,284,689	0	124,284,689
合計	124,284,689	0	124,284,689

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(清流園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 一職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の共助会退職金共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金 一職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金 一 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3. 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 清流園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホーム清流園

ウ 清流園ショートステイサービス

エ 清流園デイサービスセンター

オ 清流園ケアサービスセンター

カ グループホーム清流

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	87,250,000	0	0	87,250,000
建物	387,874,556	0	25,964,126	361,910,430
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	505,124,556	0	25,964,126	479,160,430

計算書類に対する注記(清流園拠点区分用)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,019,348,751	657,438,321	361,910,430
小計	1,019,348,751	657,438,321	361,910,430
その他の固定資産			
建物	33,652,538	3,426,907	30,225,631
構築物	42,776,065	41,212,723	1,563,342
機械及び装置	14,485,288	9,730,180	4,755,108
車輛運搬具	26,573,085	25,922,254	650,831
器具及び備品	88,549,037	72,065,498	16,483,539
その他の固定資産	278,880	0	278,880
小計	206,314,893	152,357,562	53,957,331
合計	1,225,663,644	809,795,883	415,867,761

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	77,485,964	0	77,485,964
合計	77,485,964	0	77,485,964

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(清流園(ユニット型)拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 一 職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の共助会退職金共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金 一 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金 一 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3. 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 清流園(ユニット型)拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))

ア 特別養護老人ホーム清流園(ユニット型)

イ 清流園ショートステイサービス(ユニット型)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	354,988,820	0	13,372,816	341,616,004
合計	354,988,820	0	13,372,816	341,616,004

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

計算書類に対する注記(清流園(ユニット型)拠点区分用)

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	512,650,235	171,034,231	341,616,004
小計	512,650,235	171,034,231	341,616,004
その他の固定資産			
建物	6,168,580	241,088	5,927,492
構築物	1,418,000	767,964	650,036
器具及び備品	25,797,671	23,129,740	2,667,931
小計	33,384,251	24,138,792	9,245,459
合計	546,034,486	195,173,023	350,861,463

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	31,103,145	0	31,103,145
合計	31,103,145	0	31,103,145

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(希望苑拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・賞与引当金 一職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金 一 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3. 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 希望苑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))は、サービス区分1つのため省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
機械及び装置	327,200	327,199	1
器具及び備品	3,049,866	2,145,701	904,165
小計	3,377,066	2,472,900	904,166
合計	3,377,066	2,472,900	904,166

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	15,695,580	0	15,695,580
合計	15,695,580	0	15,695,580

計算書類に対する注記(希望苑拠点区分用)

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする
ために必要な事項
該当なし